

令和4年8月度

ネットパトロール記録

概要（傾向・事例等）

8月度は、芸能人の動画や画像の転載や他人の書いたイラストの無断使用等の著作権侵害等が12件ありました。テレビ番組等の著作物をアップロードすることは、著作権法違反となり、10年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはその両方です。

また、所属事務所からタレントの画像をSNS等に投稿しないよう呼び掛けているところもあります。例え、そのような呼びかけがなかったとしても「SNS等へ掲載OK」と書かれていない限りは肖像権侵害や著作権侵害等の恐れがありますので注意しましょう。

その他、インターネット上には他者が描いたイラスト画像がたくさんあります。それらを無断でアイコン等に使用しているアカウントが散見されます。プロ、アマを問わず著作物の作者に著作権がありますので注意しましょう。

ネットパトロールで見る限り、県内青少年が著作権者とトラブルに至る事例はありません。しかし、芸能人やイラストレーターのファンから非難を受けている事例はあり、違法アップロードについて啓発が必要です。

今月のおねがい

～ 肖像権や著作権について ～

近年、ますます低年齢層のインターネット利用者が増えています。和歌山県も例外ではなく、8月度は、中学生63件、高校生69件発見しました。ほぼ中高生による差がない状態です。誰でも簡単にSNS等のインターネットを利用できますが知らないうちに違法行為を行っていることがあります。この機会に、各ご家庭や学校でアーティストや著作物に関する肖像権や著作権について学んでみましょう。

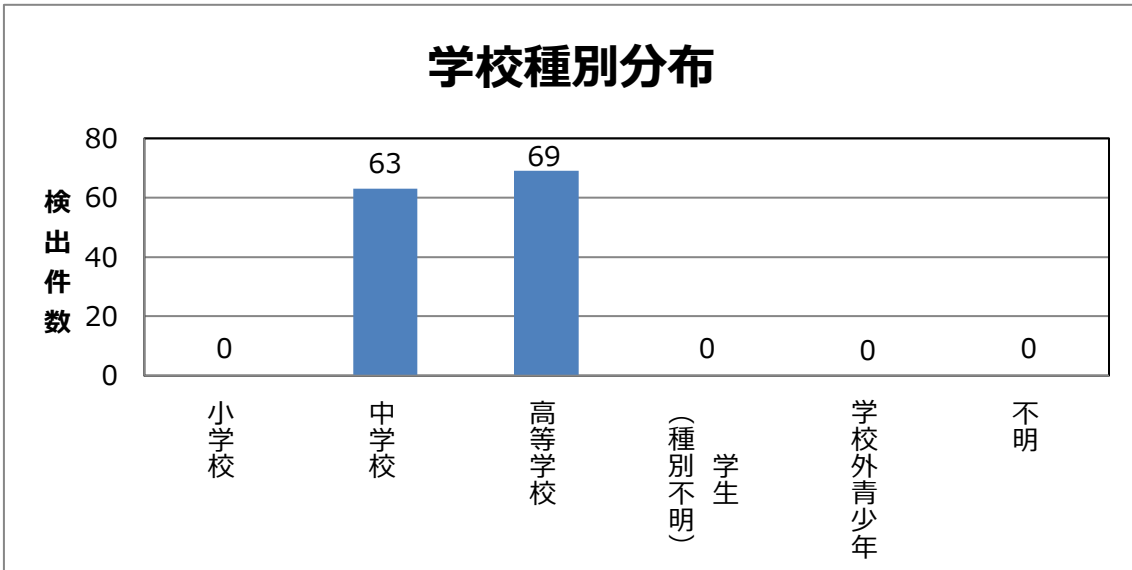


検出件数

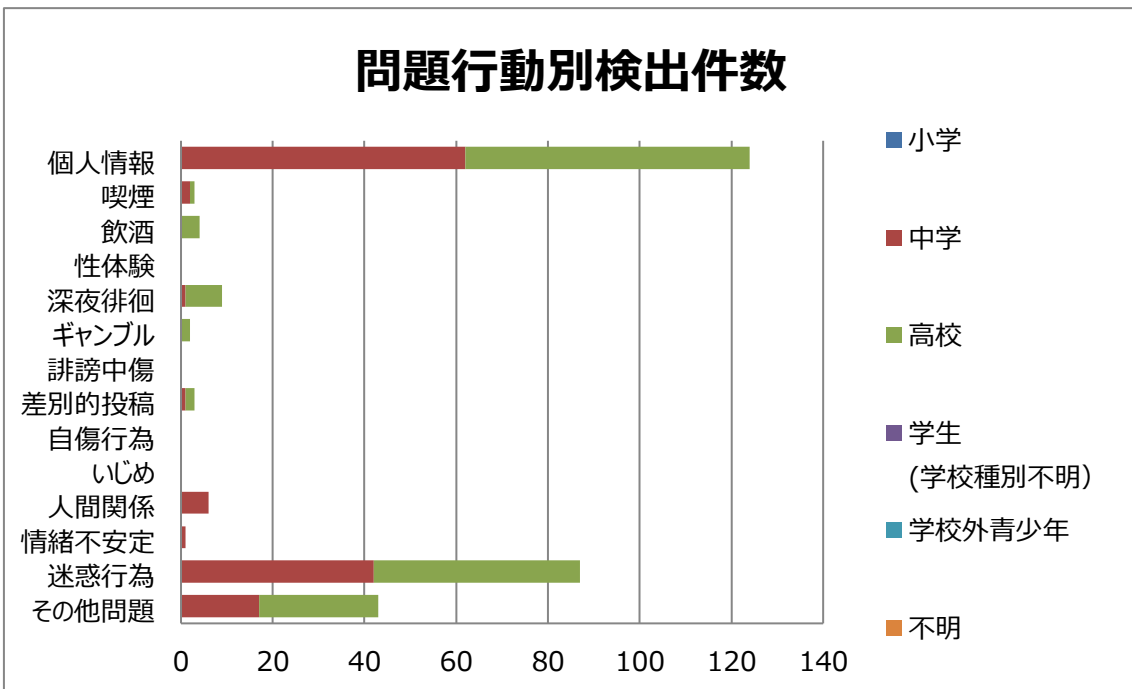
8月の検出件数は**132**件でした。



学校種別検出件数

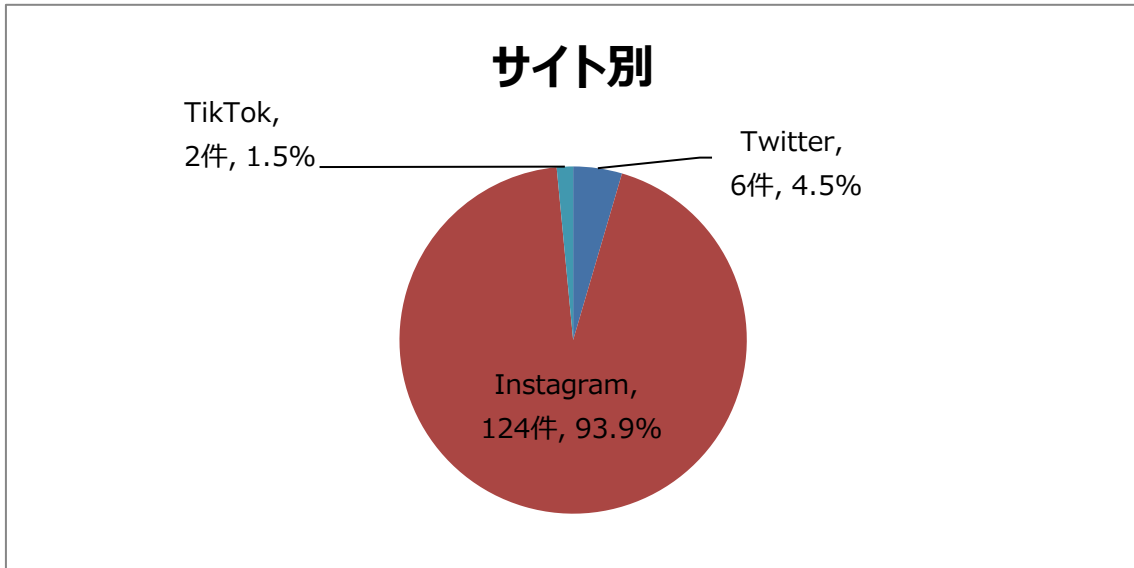


問題行動別検出件数





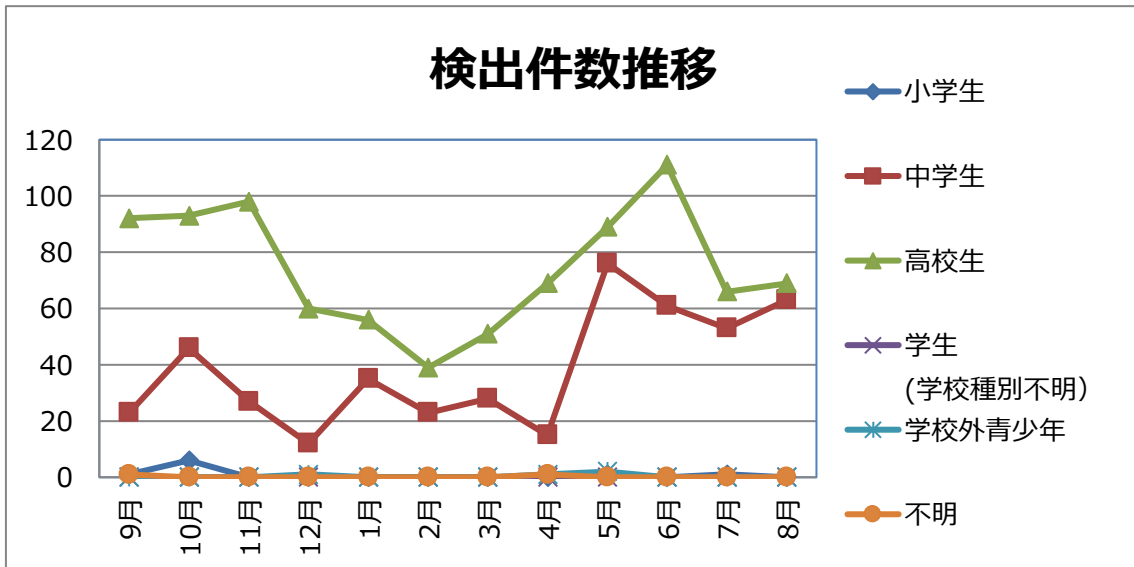
サイト別



※四捨五入のため合計が100%にならないことがあります。



検出数推移



以上